

「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の改定案（概要）

令和 5 年 2 月 2 4 日
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

1 改定の趣旨

- 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成 22 年 3 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課。以下、「児童福祉施設ガイド」という。）は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）の制定等、こどもの「食」を取り巻く環境が大きく変化したことを背景に、こどもの健やかな発育・発達を支援する観点から、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理の実践にあたっての考え方の例を示すものとして平成 22 年に作成された。また、「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成 24 年 3 月厚生労働省。以下、「保育所ガイドライン」という。）は、保育所における食事の提供の形態が自園調理以外にも、外部委託や外部搬入等多様化している状況を踏まえ、その現状と課題を明らかにすることなどを目的として平成 24 年に作成された。
- 児童福祉施設ガイド及び保育所ガイドライン作成から 10 年以上が経過し、成育過程にある者等に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とした成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）が制定されるなど、食事・食生活をはじめとしたこどもを取り巻く環境や課題はさらに変化した。児童福祉施設においては、より多角的な視点をもって、一人一人のこどもの発育・発達に対応し、食事の提供を通じたこどもの食生活全体の支援がより一層求められているところ。
- これらの状況を踏まえ、令和 4 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、児童福祉施設ガイド及び保育所ガイドラインの見直しに関する検討が行われているところ。
- 当該事業の検討を踏まえつつ、今般、厚生労働省において、児童福祉施設ガイド及び保育所ガイドラインの改定を行う。

2 改定の内容

- 現行の児童福祉施設ガイドと保育所ガイドラインとでは、
 - ・ 重複する内容が多いこと、
 - ・ 一方で、一部の項目で不整合な内容も見られることから、児童福祉施設ガイドに、保育所ガイドラインを統合の上、項目を整理し、よりわかりやすい記載となるよう全体の見直しを行う。

- こどもの食事の「場」は必ずしも施設内にとどまらず多様であることから、名称は「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」とする。

- 「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」の概要としては、下記のとおり。
 1. 児童福祉施設における食事の提供のあり方
児童福祉施設における食事の意義・役割、食事の提供の考え方、食事の提供体制（食事の提供の形態を含む）に応じた留意事項、自然災害等の非常時への備え等を提示
 2. 児童福祉施設における食事提供の実践
保育所、乳児院、児童養護施設、障害児施設における食事の提供について、施設を利用するこどもの特性や施設の体制等に応じた実践例を提示

- その他所要の改定を行う。

3 適用期日等

発 出 日：令和5年3月下旬（予定）

適用期日：令和5年4月1日（予定）